

○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案								現行							
別表第三（第二十二条関係）								別表第三（第二十二条関係）							
第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区	区分	第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区	区分
(略)	(略)	区域令別表第十九号及び第二十号に掲げる地区の区域	(略)	(略)	(略)	(略)	区域	区域令別表第三十二号、第三十五号及び第三十六号に掲げる地区の区域	区域令別表第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第三十号に掲げる地区の区域	区域令別表第十九号、 <u>第二十号及び第三十一号</u> に掲げる地区の区域	区域令別表第十五号及び第十六号に掲げる地区の区域	区域令別表第十二号から第十四号までに掲げる地区の区域	区域令別表第四号の三及び第八号から第十号までに掲げる地区の区域	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第三号及び第四号の二に掲げる地区の区域	区域

区 第十二地	区 第十一地	第十地区	第九地区	第八地区
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

区 第十二地	区 第十一地	第十地区	第九地区	第八地区
区域令別表第七十三号及び第七十四号に掲げる地区の区域	区域令別表第七十一号及び第七十二号に掲げる地区の区域	区域令別表第五十号から第五十四号まで及び第六十八号に掲げる地区の区域	区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十六号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区の区域	区域令別表第三十八号及び第四十五号から第四十七号までに掲げる地区の区域